

（仮称）紫波町公正な職務の執行の確保等に関する条例案骨子

1 条例制定の経緯等

町では、令和4年度から事務マネジメントの一環として内部統制の取組を開始し、財務に関するが適正に執行されるよう必要な手続管理を行っています。

また、同時期に政策マネジメントの一環として、政策を決定する際に「目指す状態」とそれを実現するために必要な「作戦」を論理的かつ可視的に整理するため、政策評価に「ロジック・モデル」の考え方を取り入れています。

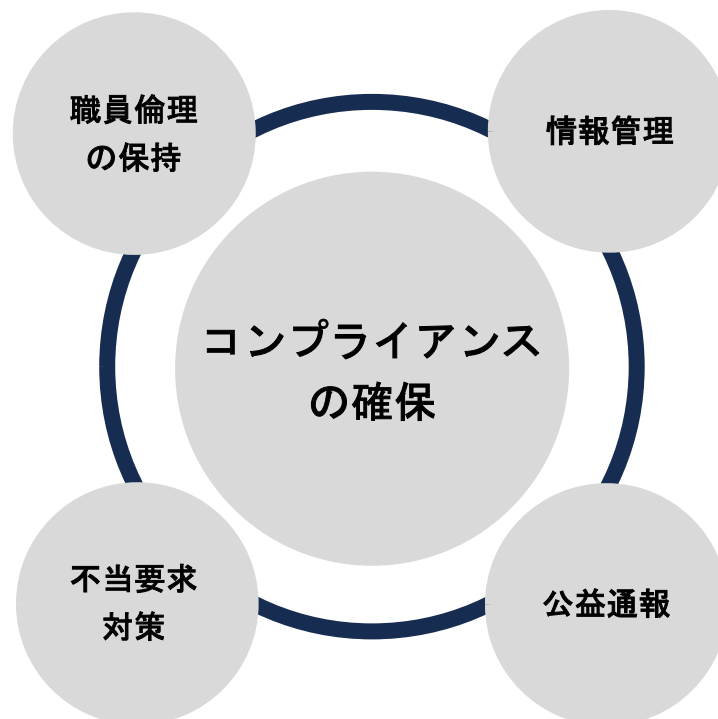
今般、この「政策」と「事務」のマネジメントを行う上で必要な資源である組織や職員を取り巻く「環境」をマネジメントし、行政と町民等の信頼関係を確かなものとするため、標記条例の制定の検討を進めています。

2 条例制定に係る主要な論点

（1）コンプライアンスの確保に係る基本的かつ総合的なルール

コンプライアンス確保に係る取組は、職員服務、ハラスメント防止、情報セキュリティの確保、事務の管理、公益通報、不当要求行為への対応など、それぞれ個別の事項に応じ、規程、要綱、指針等を策定し対応してまいりました。

しかしながら、今般の広範にわたるコンプライアンスの概念を包含し、全ての個別のルールの拠り所となる基本方針がないことから、本条例の制定によりこれを達成しようとするものです。



（2）新しい時代のコンプライアンスへの対応

「コンプライアンス＝法令遵守」の考え方は従前から広く社会で浸透しているところですが、これからの社会ではこれにとどまらず、職員には倫理観、道徳観、公序良俗の概念など社会生活の中で要求される規範に基づき、公正かつ公平な行動をとることが求められています。

コンプライアンスの確保に係る基本方針となる本条例においても、新しい時代のコンプライアンスに求められる考え方を採用するものとします。

(3) 町と町民等の適切な関係

町民、事業者等からの要望等に誠実に対応することは行政に求められる大切な役割の一つですが、不当要求行為等によりこれが歪められると、公正かつ公平な行政が阻害されるだけでなく、対応に要する時間や費用といった行政資源がこれに割かれてしまいます。

コンプライアンスの確保により町の公益（町全体の利益）を保持していくには、町と町民等の適切な関係を構築する必要があります。

3 条例の骨子

(1) 条例の目的

条例の目的（条例制定により目指すべき姿）について規定します。

(2) 用語の定義

条例で使用する用語の定義について規定します。

(3) 職員の倫理原則

公務員としての責務、公正公平な職務の遂行、公務における私益の排除、その他職員が守るべき基本的な倫理原則について規定します。

(4) 町の責務

職員個人が守るべき倫理原則が保持されるよう各任命権者に必要な措置を講じることを義務付けます。

(5) 町民等の責務

不法・不当な行為により職員の倫理原則が歪められ、公平な行政が阻害されることのないよう、町民、事業者等にこれら行為を行わないことを義務付けます。

(6) 要望等への対応

町民等からの要望等に誠実に対応し、特定の者に有利な取扱いや恣意的な対応をすることのないよう義務付けるとともに、要望等を受けた際にとるべき職員の対応について規定します。

(7) 公益通報への対応

公益通報（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に規定する公益通報）の機会の確保及びその取扱いに係る基本的な方針について規定します。

(8) 不当要求行為への対応

不当要求行為（公務の適正な執行を損なうおそれのある行為）があった場合、職員がとるべき対応その他必要な措置について規定します。

(9) 施行期日

令和7年1月1日から施行します。

(10) その他

条例の運用状況について、前年度の状況を取りまとめ、これを公表することとします。

4 条例制定に向けたスケジュール

時 期	項 目
令和6年2月～3月	意見公募及び意見交換会の実施
4月～7月	（必要に応じて）他の関係機関（検察庁、県等）との協議・調整
8月	法規審査委員会（庁内会議）での審査
9月	条例案提出（町議会9月定例会）→（可決後）公布
令和7年1月	施行